

奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画についての

パブリックコメントの結果について

1 意見募集の概要と結果

(1) 概要

ア 公表した案

奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（案）

イ 公表の方法

(1) 資料冊子での閲覧

① 県政情報センター（県庁東棟 1 階）

② 県民お役立ちコーナー

奈良県産業会館、吉野町中央公民館（吉野福祉事務所）、橿原総合庁舎（中南和県税事務所）、県立図書情報館

③ 奈良市役所庁舎（奈良市観光経済部観光振興課）

④ 県奈良公園室（県庁分庁舎 6 階）

⑤ 県奈良公園事務所（奈良県奈良市芝辻町 5 4 3）

(2) インターネットによる閲覧

奈良県ホームページ

(3) 広報誌「県民だより（1月号）」に意見募集中であることを掲載

ウ 意見の募集期間

2016年（平成28年）12月22日（木）～2017年（平成29年）1月22日（日）

(2) 結果

ア 提出数 6通（電子メール 4通, FAX 1通, 持参 1通, 郵送 0通）

イ 意見の件数 10件

2 意見の概要

・賛成意見 4名

・反対意見 1名

・その他 1名

	該当箇所	意見要旨	県の考え
1	－	「奈良のシカ」には何らかの認定タグを付与してほしい。	「奈良のシカ」の主な生息域は概ね奈良公園周辺ですが、周辺地域と移出入することから、識別が難しいため全頭にタグを付けることは困難と考えます。
2	－	法蓮町辺りの畑で鹿が作物を食べている姿を見かけた。その他、奈良公園内の環境変化も感じており、『奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画案』には全面的に賛成である。	－
3	6頁	やすらぎの道（高天交差点）までA地区を拡大すべき。（夜かなりの鹿が来ている）	地区区分については、今後生息状況に合わせて変更することも検討します。
	40頁	管理区域であるD地区及び保護管理地区のC地区でも捕獲を実施すべき。	C地区は、現在「保護」と「管理」の緩衝地域としており、今後必要な生息状況調査等を実施し、必要が生じた場合は捕獲を検討していきます。
	41頁	D地区においては奈良市長による許可捕獲及び狩猟による捕獲を認めるべき。	奈良市長による許可捕獲というご意見ですが、「奈良のシカ」は、D地区においても天然記念物であること変わらないことから、県が主体となって捕獲を実施します。
	－	捕獲した鹿をいただくことによって、鹿の供養になるので、五條市で行っているようにぜひ鹿肉の流通路（加工・販売・レストラン等で飲食）を構築してほしい。	捕獲後のシカは個体のモニタリングをし、食肉として流通させることは、考えていません。
4	－	今回「奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」が策定されたことは大いに評価したい。	－
	－	春日山原始林を包括隣接するA地区及びB地区においても、保護柵設置等を含めた早急な管理計画策定実施が必要と考える。	春日山原始林は、B地区になり、本計画には直接関係はありませんが、県では春日山原始林を鹿害から守るための対策を現在実施しています。
5	7頁	Dでは「管理」とあるが、その流れで「捕殺」を許可することにならないよう、強く願います。	本計画は、あくまで奈良のシカの保護管理を重視した計画であり、D地区で管理を行うのもシカの保護のためにするものであり、ご理解いただきたいと考えます。
6	－	現在、C地区に区分されている町内に住んでいるが、シカが50頭くらい生息しており、農業被害があまりにも多い。D地区に組み入れてもらいたい。	今後、様々な調査を行い、調査の結果によっては、C地区のなかでもD地区同様「管理地区」扱いとして対応することを検討します。

お寄せいただいたご意見により、本計画内容の修正は行っておりません。
 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

【正誤表】

頁 行	誤	正
1 頁 19～20	<p>このような状況の下、奈良県では、平成 24 年 2 月に策定した「奈良公園基本戦略」に基づき、平成 <u>26</u> 年 12 月に「100 年後も、奈良の鹿が今と変わらず奈良公園に元気で暮らしていること」を目標として、</p>	<p>このような状況の下、奈良県では、平成 24 年 2 月に策定した「奈良公園基本戦略」に基づき、平成 <u>25</u> 年 12 月に「100 年後も、奈良の鹿が今と変わらず奈良公園に元気で暮らしていること」を目標として、</p>
40 頁 3～8	<p>管理地区であるD地区において、保護地区（A、B、C地区）の天然記念物「奈良のシカ」の保護上支障の恐れのない範囲で捕獲を実施する。捕獲の実施にあたっては、被害防除対策を講じている地域において、被害が軽減しない場合に、モニタリング結果等を踏まえ、毎年度、実施計画を作成し、被害地周辺の加害個体あるいはその可能性が高い個体の管理を目的とした捕獲を実施する。</p> <p>モニタリング調査を必ず行うこととし、その時点での生息実態及び被害状況をもとに、捕獲の必要性の有無を毎年度検討し、計画に反映させる。</p>	<p>管理地区であるD地区において、保護地区（A、B、C地区）の天然記念物「奈良のシカ」の保護上支障の恐れのない範囲で捕獲を実施する。</p> <p>D地区内の個別の地域における捕獲の必要性の有無については、モニタリング調査を必ず行い、その時点での生息実態及び被害状況をもとに、毎年度検討する。被害防除対策を講じている地域において、被害が軽減しない場合に、捕獲を実施することとし、モニタリング結果等を踏まえ、毎年度、実施計画を作成し、被害地周辺の加害個体あるいはその可能性が高い個体の管理を目的とした捕獲を実施する。</p>